

市民生活を基盤の部分で支え、感染拡大防止にご協力
いただける方を武蔵野市が独自に支援します！

武蔵野市 感染拡大防止

☆8月3日から
スタート

インフラ中小企業者等支援金

法人:30万円

(市内で複数運営する事業者は60万円)

個人事業主:15万円

(市内で複数運営する事業者は30万円)

※なお、本支援金は、課税対象となります。

申請期間:令和2年10月30日(金)まで《当日消印有効》

【申請先:〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 インフラ中小企業者等支援金 申請受付】

まずは、お問い合わせください

【コールセンター：☎0422-60-1951】



申請関係書類は市HP
からもダウンロード
いただけます。

対象事業者

日本標準産業分類による、「農業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業」、「専門サービス業」、「広告業」のいずれかに該当する事業を実施していること。

＜主な対象例＞

【農業】

耕種農業、農業サービス業、園芸サービス業など

【建設業】

一般土木建築工事業、土木工事業、造園工事業、建築工事請負業、建築リフォーム工事業、大工工事業、タイル工事業、板金工事業、塗装工事業、内装工事業、ガラス工事業、解体工事業、管工事業、機械器具設置工事業など

【製造業】

食料品製造業、織物業、製材業、木製品製造業、家具製造業、印刷業、かばん・袋物製造業、ガラス・同製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、装身具・装飾品等製造業など

【情報通信業】

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、映像・音声情報制作業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業など

【運輸業】

タクシー業、特定旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業、宅配便業、引越運送業、倉庫業、荷造り業など

【専門サービス業・広告業】

法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、芸術家業、経営コンサルタント業、翻訳業、通訳業、鑑定業、広告業など

※上記に記載があっても、審査の結果対象とならない可能性があります。また、上記は対象の一部です。

支給要件

中小企業者、小規模企業者または個人事業主であること

■資本金 5,000 万円以下または常時使用する従業員数 100 人以下

※「製造業」、「建設業」、「運輸業」については、資本金 3 億円以下または常時使用する従業員数 300 人以下

※「常時使用する従業員」とは、予め解雇の予告を必要とする者をいう。

以下の交付を受けていない事業者であること

■東京都感染拡大防止協力金

■武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金

(例)「小売業」と「製造業」の事業所を運営しており、すでに「小売業」の事業所で支給を受けている場合は、「製造業」の事業所で再度支給対象とはしない。

指定する業種のいずれかに該当する事業を実施していること

■農業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、専門サービス業、広告業

※事業実態を証明する書類の提出が必要。(写しで可)

(例)・事業実施に必要な許可証等(無い場合は下記の書類で代用可能とする。)

- | | |
|---------------|-------------|
| ・事業所の外観、内観写真 | ・チラシ |
| ・帳簿(社判と実印を押印) | ・決算書類 |
| ・名刺 | ・HP の該当部分 等 |

市内において事業所を有し、事業を継続していること

■市内において、対象業種にあたる事業を実施していること

■令和 2 年 4 月 10 日以前から市内で事業を実施しており、現在も事業を継続していること

※4 月 11 日以降に市内へ移転もしくは開設しているものについては対象外。

市が認める感染拡大防止策を、すべて実施していること

■原則①～④すべてを実施していること

- ① 飛沫感染の防止(マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、配付、消毒薬の使用等)
- ② 接触感染の防止(事業所の消毒、手洗い等の励行等、ソーシャルディスタンスの確保等)
- ③ 体調管理の徹底(事業従事者の検温、体調管理簿の作成等)
- ④ 3 つの「密」(密閉・密集・密接)の防止(コロナ対策としての換気等)

※実施していただく感染拡大防止策については、当該感染症が収束するまでの当面の間、継続して実施していただくをお願いいたします。

※複数事業所を有する場合、それぞれで感染拡大防止策を実施していただく必要があります。

申請書類について

【申請先:〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 インフラ中小企業者等支援金 申請受付】

- 1 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）
記入例にそって間違いの無いようご記入ください。

- 2 事業実態等を証明する書類 ※事業所が複数の場合、それぞれの事業所分をご提出ください。

＜共通＞

■事業実施に必要な許可証等（無い場合は下記の書類で代用可能とする。）

（例）事業所の外観・内観写真、チラシ、帳簿、決算書類、名刺、HPの該当部分など

※事業種別毎に別途下記の書類をご提出ください

＜会社＞

■直近の確定申告書（別表一）（電子申告の受信通知（メール詳細）又は税務署の受付印のあるもの）

※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は以下の書類で代用可とする。

○4月の帳簿及び法人設立設置届出書（税務署の受付印があるもの）等

＜個人事業主＞

■直近の確定申告書（第一表）（電子申告の受信通知（メール詳細）又は税務署の受付印のあるもの。）

ただし、青色申告以外の場合は、併せて開業届（税務署の受付印があるもの）の提出が必要です。）

※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は以下の書類で代用可とする。

○4月の帳簿及び開業届（税務署の受付印があるもの）

＜会社以外の法人＞

■直前の事業年度の年間収入が分かる書類の控え

※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は以下の書類で代用可とする。

○4月10日以前から事業活動を行っていることが分かる書類

- 3 本人確認書類 1点※写しで可

代表者の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳等

- 4 感染拡大防止策の実施を証明する書類 ※事業所が複数の場合、それぞれの事業所分をご提出ください。

■①～④すべてを実施していることの証明

原則として写真であること。写真等での証明が困難な場合は、写真以外で証明できるものを提出してください。なお、必要に応じて追加で資料の提出をお願いする場合がございます。

- ① 飛沫感染の防止（マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、配付、消毒薬の使用等）
- ② 接触感染の防止（事業所の消毒、手洗い等の励行等、ソーシャルディスタンスの確保等）
- ③ 体調管理の徹底（事業従事者の検温、体調管理簿の作成等）
- ④ 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止（コロナ対策としての換気等）

（書類例）実施していることが分かる書類・写真等 ※添付用台紙に貼付し、ご提出ください。

- 5 誓約書兼振込依頼書（第2号様式）※押印は請求書と同じもの

- 6 通帳の写し（見開きページの写し）

「銀行名」、「支店番号」、「支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「名義人」が確認できる箇所をコピーしてください。

※事業実態等の把握のために、上記のほかに、追加で書類の提出を求めることがあります。

Q & A

○ 複数の事業所について、どのように判断しているのですか？

感染拡大防止策をそれぞれの事業所で実施しているなど、個々の実態を見て判断いたします。ご提出いただいた書類で判断できない場合などは、電話での聞き取り確認や現地調査、追加書類の提出をお願いする場合があります。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少していることが必要ですか？

この支援金では売上の増減は見ません。あくまでも感染拡大防止に協力していただいている事業者が対象となります。

○ 共同で事業所（事務所）等を経営している場合、それぞれで申請は可能でしょうか。

事業所を有する方が交付対象となります。その場合、事業所を有することの証明（賃貸借契約書など）を求める場合があります。

○ 個人事業主で市内に住んでいますが、市外に事業所を構えています。この場合は対象になりますか？

この支援金は、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る目的で支給することから、事業所が市内にある方を対象としており、市外事業所のみの事業者の方は対象となりません。

○ 個人事業主で、開業届を紛失してしまった場合はどうすればよいですか？

税務署にて再発行してください。

○ 事業実施に必要な許可証とはどのようなものを指しますか？

申請者が、その事業を実施していることが対外的に分かる書類を指します。許可証等が無い場合は、事業所の写真や帳簿、広報物などをご提出ください。書類審査するうえで、電話での聞き取りや追加書類の提出をお願いする場合があります。

○ 対象業種に該当しているかが分からない。

まずはコールセンターにお問い合わせください。インターネットサイト「e-Stat」（政府統計の総合窓口）からキーワード検索で業種を確認することもできます。

○ 書類に不備があった場合、どうなりますか？

申請内容に不備等があった場合、申請書兼請求書記載の連絡先へ連絡し、内容等の確認を行います。事業実態等が分からなかった場合など、追加で書類の提出を求めることがあります。審査の結果、不交付だった場合は不交付決定通知を発送いたします。

○ 感染拡大防止策が写真等での証明が困難な場合は、どのように申請すればよいですか？

原則として写真等での証明が必要となります。ただし、写真等での証明が困難な場合は、写真以外で証明できるものを提出していただく必要がありますが、追加で書類等の提出を求める場合があります。

武蔵野市インフラ中小企業者等支援金コールセンター【TEL：0422-60-1951】

開設時間 【9時から17時（月～金）】※土日・祝日を除く